

健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業（仮称）案について（概要）

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省医政局地域医療計画課

1. 制定の趣旨

- 令和7年1月1日より、産科医療特別給付事業を実施するに当たり、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（仮称）により、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第86条の5及び船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第77条に規定する保険契約の要件に、産科医療補償制度における保険契約の特約に基づき返還された保険料（以下「返還保険料」という。）は、返還保険料の運用、産科医療補償制度における分娩機関の掛金の軽減及び厚生労働大臣が定める事業のためのみに用いられていること等を規定することとしている。
- 今般、上記の「厚生労働大臣が定める事業」として、産科医療特別給付事業を規定する。

2. 告示案の概要

- 健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（仮称）による改正後の健康保険法施行規則第86条の5及び船員保険法施行規則第77条の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する特定出産事故（次の表の左欄に掲げる期間における出産で、出生した者が、出生した時点において、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に該当するものに係るものを除く。）に係る出生した者等に対して、令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間に行われた当該者の申請に基づき給付を実施する事業であって、産科医療補償制度の運営組織が、返還保険料を当該事業の実施に伴う各費用に充てるための収入としてそれぞれ收受して、実施するものとする。

期間	基準
平成21年1月1日から平成26年12月31日まで	健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第137号）による改正前の健康保険法施行規則第86条の2第1号に規定する基準
平成27年1月1日から令和3年12月31日まで	健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第137号）による改正前の健康保険法施行規則第86条の2第1号に規定する基準

3. 根拠条項

- 健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（仮称）による改正後の健康保険法施行規則第86条の5及び船員保険法施行規則第77条

4. 適用期日等

- 告示日：令和6年12月中旬（予定）
- 適用期日：令和7年1月1日